二　法第三十一条第一項に規定する商工組合中央金庫の休日又は前条第一項に規定する営業時間以外の時間に、業務の全部又は一部を営む商工組合中央金庫の営業所において、当該休日又は時間における業務の全部又は一部を休止する場合

三・四　（略）

五　休業期間が一営業日以内で、業務が速やかに再開されることが確実に見込まれる場合

六・七　（略）

3　法第三十二条第一項の規定により掲示する場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続して営業所の店頭に掲示しなければならない。ただし、第二号に掲げる掲示については、その業務の全部又は一部の再開に関する情報が既に当該営業所の利用者に広範に提供されているときは、この限りでない。

一・二　（略）

4　（略）

一・二　（略）

三　第二項第二号又は第四号から第七号までのいずれかに該当する場合

四　商工組合中央金庫のウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により法第三十二条第一項の規定により公告すべき内容である情報を提供する場合

5　法第三十二条第三項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　商工組合中央金庫の無人の営業所において臨時にその業務の一部を休止する場合

二　第二項第二号又は第五号から第七号までのいずれかに該当する場合

（専門子会社の業務等）

第六十九条　（略）

一　次条第一項各号に掲げる業務であって、商工組合中央金庫、その子会社のうち法第三十九条第一項第一号に掲げる会社であるものその他第四項に規定する者（次項第二号及び第十五項第二号イにおいて「商工組合中央金庫等」という。）の営む業務のために営むもの

二　次条第二項各号に掲げる業務（商工組合中央金庫が証券専門会社等（証券専門会社（法第三十九条第一項第一号の二に規定する証券専門会社をいう。第七十七条において同じ。）又は証券仲介専門会社（法第三十九条第一項第二号に規定する証券仲介専門会社をいう。第七十七条において同じ。）をいう。第十五項第二号ロにおいて同じ。）を子会社としていない場合にあっては次条第二項第三十一号から第三十五号までに掲げる業務を、商工組合中央金庫が保険会社等（保険会社（保険業法第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下同じ。）又は少額短期保険業者（保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。以下同じ。）をいう。以下この条及び次条第二項第四十三号において同じ。）を子会社としていない場合にあっては次条第二項第三十六号から第四十五号までに掲げる業務を、商工組合中央金庫が信託専門会社（法第三十九条第一項第五号に規定する信託専門会社をいう。以下この条及び次条第二項において同じ。）を子会社としていない場合（商工組合中央金庫が法第二十一条第七項の規定により信託業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項に規定する信託業務をいう。以下同じ。）を営む場合（以下この条及び次条第二項において「信託兼営の場合」という。）を除く。）にあっては次条第二項第四十六号から第四十八号までに掲げる業務を、それぞれ除く。）

二　法第三十一条第一項に規定する商工組合中央金庫の休日に、業務の全部又は一部を営む商工組合中央金庫の営業所において、当該休日における現金自動支払機その他の主務大臣等が別に定める機械（以下「現金自動支払機等」という。）による業務の全部又は一部を休止する場合

三・四　（略）

（新設）

五・六　（略）

3　法第三十二条第一項の規定により掲示する場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続して営業所の店頭に掲示しなければならない。

一・二　（略）

4　法第三十二条第二項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二　（略）

三　第二項第二号又は第四号から第六号までのいずれかに該当する場合

四　休業期間が一営業日以内で、営業が速やかに再開されることが確実に見込まれる場合

（新設）

（専門子会社の業務等）

第六十九条　法第三十九条第一項第一号に規定する主務省令で定める業務は、次に掲げるものとする。

一　次条第一項各号に掲げる業務であって、主務大臣等が定める基準により主として商工組合中央金庫、その子会社（法第二十三条第二項に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は第四項各号に掲げる者の営む業務のために営むもの

二　次条第二項各号に掲げる業務。ただし、同項第三十一号から第三十五号までに掲げる業務については証券子会社等（法第三十九条第二項第六号に規定する証券子会社等をいう。）を有する場合に限り、次条第二項第三十六号から第四十五号までに掲げる業務については保険子会社等（法第三十九条第二項第七号に規定する保険子会社等をいう。次項第三号及び第三項第五号において同じ。）を有する場合に限り、次条第二項第四十六号から第四十八号までに掲げる業務については商工組合中央金庫が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項に規定する信託業務を営む場合（以下「信託兼営の場合」という。）又は信託子会社等（法第三十九条第二項第八号に規定する信託子会社等をいう。以下同じ。）を有する場合に限る。